

大阪市障がい者施策推進協議会部会
第2回大阪市地域自立支援協議会 会議録

日時：平成 27 年 3 月 9 日（月）
午後 2 時 00 分から午後 4 時 00 分
場所：大阪役所 地下1階第11共通会議室

（開会）

（出海障がい者施策部長：開会挨拶）

（委員紹介、資料確認等）

石田座長：はい、よろしくお願します。皆様お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。いつも、先ほども司会の方からもありましたが、時間が限られてるということで、16時までとなっておりますので、私の責任ですが、円滑な運営にご協力いただきますようお願いいたします。

早速、議事に入っていきたいと思いますが、議題の1から11の中で、関連性のある内容について、それぞれ順番に報告していただきたいと思っています。1番初めに、1自立支援協議会の開催と、西成区からの意見に対する回答についてを報告いただき、2番目に、2基幹相談支援センター、3番の各区の相談支援センター、8番指定相談支援状況、そして最後にあり方検討会の開催状況を説明してもらいたいと思います。3番目に、6番と7番、計画の進捗状況とその案について報告いただきたいと思います。そして、最後に、9、10、11をまとめて報告いただき、議事を終了していきたいと思いますので、ご協力よろしくお願いたします。

それでは、さっそくですが、1番と5番、5番は報告となっていますけども、区の自立支援協議会からの意見をいうことですので、こちらについても皆様から意見がありましたらよろしくお願します。

中島課長：【資料1、5について説明】

石田座長：はい。ありがとうございました。はじめは報告であったんですけども、兼ねてから区で話合われたことや意見について、この親会議の方で諮っていけないかという意見もあったことから、今回システムを変更していただいて、この場で諮れるというものになりました。報告も含めて、西成区から上がってきている回答も含めて意見をお願いします。

慎委員：資料5について、3つ質問があります。

1つ目は、確認なんですけども、資料を読んだときに、24年度と25年度がでてきていたが、なぜ今頃24年度が出てきたのか？今の説明で一括して答えたので、24年度と25年度が同時にでたと解釈していいのか。

2つ目は、資料5-1の7番目、自立支援法から介護保険へのスムーズな移行の、提言の2つめの段落

ですが、これはほんとは大阪市に聞くべきではないかもしれないが、こんな風を書いてあるんです。「大切であることに変わりはないはずであるが過剰なサービス提供がなされているという懸念がある。」と。サービスが少ないので不満をいうのはものすごく聞くが、過剰なサービスが提供されている懸念があるというのは具体的にどういうことなのか教えてほしい。

3番目なんですけど、移動支援についてですが、移動支援の範囲の拡大や、あるいは通園、通学、通所を対象にしてほしいという要望がでていますが、24年度も25年度もほとんど同じような回答になっているのが気になるところがある。「移動支援事業については地域生活支援事業ではなく自立支援給付で対応するよう制度改正等を引き続き要望する。」と書いてあるが、通園、通学、通所については地域生活支援事業であろうが、自立支援給付であろうが、全く同じ状況になる。つまり長期にわたるサービス提供については撤廃するという項目に入らない限りは、自立支援給付になっても一緒である。要望に対して、正確に回答していないというふうに言える。ただ、改正等となっているので、その等の中に入っていると言えればそれだけのことなのでいいが、質問する人に対しては等では何かわからない、曖昧なままなので、もう少し丁寧に回答する必要があると思う。それでいいですよと、資料7-1について、そこで移動支援についてパブリックコメントがでているんですけど、それに対しては移動支援についても統一した形でサービス提供するように国に求めると、割に具体的に親切に答えているのに対して、この5-1、2では、非常に不親切な等を含めてしまっている。等の中に、長期にわたる通園とか通学とか通所をひっくるめて国に要望していると解釈していいのか、読んで分からないので、もう少し親切な書き方が必要ではないかと思います。

石田座長：はい、ありがとうございます。一つは、24年、25年の分がまとめて出てきたことに対して。また、過剰なサービスについて。最後は、移動支援の等の部分は何ですかというところについて事務局、お願いします。

中島課長：今回、まとめて出てきましたのは、口頭で申しまして、資料なくて申し訳ありませんが、平成26年8月にシステムが変更されて、それまで回答できていなかった部分がまとめて、24年度と25年度がでてきたということです。

それから、自立支援法から介護保険へのスムーズな移行について、慎委員がおっしゃった意見概要については、西成区の方から出てきた意見ですので、過剰なサービスという記載をそのまま転記しているわけですけど、これは想像で申し訳ないが、西成区では、そういった課題として、スムーズな移行が進んでおらず、サービスが重複しているのではないかという懸念があると考えています。

西端課長：移動支援につきましては、慎委員からご意見、ご指摘があったとおりでございます。社会参加の支援につながるサービスは、障がい者支援の根幹にかかわるものであると考えておりまして、そういった支援の根幹にかかわるサービスの提供は、法定の個別給付に位置づけられるべきという大前提で制度改正を掲げて、要望していきたいと思っております。また、等というのは、いみじくも、今指摘のありましたとおり、国の方でも同行援護とかですね、そういった移動支援のサービスについては、通年かつ長期に渡る外出は対象としておりませんので、そういった制度の内容についても充実を進めていただきたいという意味です。文章としましては、委員より指摘のありましたところの少し前に、国に対し、ニ

ーズに対応できるという記載もしていますが、表現については工夫をしていきたい。

石田座長：はい、ありがとうございます。慎委員、よろしいでしょうか。ほかにご意見等ございませんでしょうか。

鳥屋委員：地域支援調整チームからの課題・提言については、仕組みとして無くなったというか、26年度からシステムが変わったということだと思いますけど、違う形で各区から課題を抽出するという仕組みをしっかりと残さないといけないというか、各区に周知して、この方法であげていけますよ、積極的にあげてくださいという仕組みが大事だと思うんですけども、今後どうしていくのか教えてほしい。

中島課長：まず、先ほども言いました、区長の権限が増えたところにつきましては、区の方で意見、答えを出していくと。ただ、まだ去年の8月にこの制度が変わったばかりであり、今後浸透すれば、制度が通ったばかりで今回は西成区だけでありましたけども、大阪市として、障がいであれば障がい福祉課を含めた障がい者施策全般として、検討すべきではないかというものは引き続きあがってくると思いますので、制度が浸透すれば、各区の自立支援協議会等でご議論いただいた障がい者施策の全市的な課題については、こちらの方で議論すべき内容が増えてくると思っております。過渡期ということでありますので、制度としては、市全体の課題としてはこちらの自立支援協議会で十分議論する機会がございますので、浸透具合によりましては、またこの場で議論を進めていきたいと思っております。

石田座長：はい、ありがとうございます。鳥屋委員、よろしいでしょうか。

鳥屋委員：あまり長引いてもとは思いますが。やはり、各区の自立支援協議会がどのような取り組みをしているかというのは、24区それぞれ列挙されているが、資料見るだけでも、かなりの課題があることがわかるが、中々その課題があがってこないこと自体が問題で、具体的に、浸透するにあたって、各区に対して、どういう形で抽出する仕組みをどう周知するのかということと、各区の自立支援協議会で話題にできるように、市としてどう各区に伝えるのか明確なところをお答えいただきたい。

中島課長：今回の内容につきましては、局の方で事務担当者の説明会の場もございますので、今回は西成区のみでありましたが、また区の方にもお渡しさせていただくこととなりますので、改めて、こういう取り組みがされてますということを周知したいと思っております。

石田座長：よろしいですか。システムが変わったばかりであり、まだ1区からのみであり、他の区はどうなっているのかということになりますので、システムをしっかり作ってほしいと考えている。

三田委員：よくわからないんですが、この内容を説明されて、既に答えた後のに対して、私たちは何をしたらいいのか。前も言ったと思うが、既に回答されている。文書で来たものを文書で回答しているが、先ほど、慎委員もおっしゃった、過剰なサービスの提供がなされている懸念、というようなドキッとするような内容を確認せずに回答して、2年間同じ内容を回答している状況を見て、この自立支援協議会

の委員として何をすべきかわからない。ぶち壊すようなことを言ってほんとに申し訳ないが、回答したのを見て、区の状況がわかることとどうつながるのかわからないので、時間があれば教えてほしい。

中島課長：まだ回答はこれからなので、本日の自立支援協議会に諮らしていただき、親会議を3月中旬に設定している。

三田委員：24年度もまだ回答していないのか。

中島課長：まとまってきたというところもありますので。現時点では本日の内容も踏まえまして、回答は後日になりますので、先ほどの慎委員の意見の中での、表現を改める部分も含めまして検討させていただきたいと思っております。

三田委員：方法論としては、担当の方がまとめて文章で出すということなんですか？

中島課長：はい。まとめるにあたってはこの場で検討し、ご意見をいただいて、最終的に区の方へお返しする流れとなっている。

北野副座長：これは回答案なのか？案であるなら、しっかりと案と書かないと分からない。

中島課長：案の段階のものです。

三田委員：それは分かりました。

石田座長：はい。それでは、川嶋委員、いいですか。

川嶋委員：これから、増えてくると思うんですよ、各区で。3層5段階の流れで。そう願っているんですけどね。でも、そうなったときに、回答をいちいち読んで、それに対して答えてっていうのは時間がかかりすぎるので、時間配分をもう少し考えていただけたらと思う。三田委員や慎委員も言っているとおり、時々、回答にうん？ってなるところがあり、これを自立支援協議会の委員が認めたとなればたまらないので、もう少し時間配分、検討する時間がほしいと思う。

石田座長：はい、それはお願いでいいですか？回答はいいですか？

川嶋委員：お願いでいいです。意見としてお願いします。

石田座長：そうしましたら、1と5についての審議はよろしいでしょうか？もう30分、40分過ぎてしまいましたが。続きまして、相談支援センターの分ですね、議題の中で4項目、2、3、4、8ということで、事務局の方から説明をお願いします。

長谷川主任：【資料2について説明】

桑田課長代理：【資料3、4、8について説明】

石田座長：ありがとうございました。各相談支援センターの業務の状況や運営評価、あるいはこの間行ってきましたあり方検討会のお話をしていただきました。委員の方々、ご意見、質問はございますでしょうか？

川嶋委員：あり方検討会に出させてもらっているが、やはり福祉関係者だけでは分からないところがありまして、触法ということを見ると、先ほどから大阪市が書いているように、矯正保護施設とか保護観察官とか司法関係者がどのように動いているのかわからない状況で、1回だけではなく、何回でもやらないと分からない、私なんかは1から勉強をしないといけないと考えている。だから、システム作りといった時に、触法といった時に、すごく広い、日中活動とか介護の問題など、相談だけでは収まらない、医療関係者もひょっとしたら必要となるかもしれない、まさに地域ネットワークが必要となってくるので、そういった意味でも、いいシステムができればいいなと考えている。

石田座長：はい、ありがとうございます。この間、あり方検討会でそのような議論を少しさせていただいて、その後、大阪市の方からも、保護観察所であるとか大阪府、地域生活定着支援センターとお話をさせていただいていると思いますので、その関係で報告することがあればよろしくお願ひします。

桑田課長代理：この間ですね、これまでの相談支援あり方検討会でいろいろな議題の中で、いわゆる矯正施設の関係について、大阪府だけでなく、定着支援センターの方や保護観察所の方とお会いしてお話をさせていただきました。一番、我々が懸念していたことは、いわゆる個別給付化された矯正施設入所中の方ですね、まだ入っていらっしゃる方について一番懸念をしておったんですが、このケースについては、まだ法務省ラインの方からは具体的な事務通知ということはまだ来ていないというところであり、ケース的にはないのかなという風に聞いておりますけれども、システム作りということと言えますと、矯正施設に入所中の方だけでなく、退所した後の方も含めてシステム作りという点についてはまだまだ整備すべき点が大きいかと考えています。

川嶋委員のご指摘のありました司法関係者等の担当者の話をより深く聞くということで、お招きして話をしてもらった方がいいのか、我々がより深くお聞きしまして、それを事務局で整理しまして、整理の上でご報告したらいいのかについて、具体的な進め方につきましてはこちらの方でも検討を深めたいと思います。いずれにしても、27年開催時期は調整中となっておりますが、触法障がい者の地域移行について、国機関との支援内容、こちらについては支援内容の検討を深めてまいりたいと考えております。

石田座長：はい、ありがとうございました。それでは、芦田委員。

芦田委員：資料4の障がい者相談支援のあり方検討会についてなんですけども、私も1回目から出させてはいただいているんですけども、このあり方検討会が、ぎりぎりになっての切羽詰まった内容にばかりになっているが、計画的にどうしていくのか、どう進めていくのがいいのかという前向きな話ではなく、事業者数が増えない中でセルフプランをやっていかないとしょうがないんじゃないか、ということや、それから、触法のケースで現場ではどんどん上がってきている中で、どうしていくんかという、なんていうか、やっつけ仕事になってしまっている部分がどうかなど。また、今回でも、来年度からの区センターの24区のうち、6区の手が上がらなかったという構造的なことなんかも、やはり大阪市の障がい者の相談支援をどうしていくのかということについては、こと細かく定期的集まって、事前に事前にこうやっていけばいいんじゃないかという取り組みができる検討会にしないと、起こってからとか、何か起こりそうだという段階での検討会になっていることが問題かなと思う。

また、検討会の位置づけについて、自立支援協議会のワーキングや部会という位置づけになっていないが、もう少し位置づけをどうするのかを検討していただいて、定期的に、課題は山積であるので、定期的に検討会を持ってくるというような。2点ですね。位置づけをどうするのか、定期的にやっていったらどうなのかというところを考えていただきたいと思います。

桑田課長代理：今、ご指摘いただいた点ですね、我々もそれを踏まえて、先に進めていかなければならないということで検討もさせていただきたいと思っております。一つのテーマを明確にしてあり方検討会を進めていくということは、明確化するという点では大事でございますけれども、1回で終わらなければ、複数回開催するという事も視野に入れて、定期的という視点も視野に入れて考えていきたいと思っております。

検討会につきましては、テーマ的により深くその分野につきまして検討を深めていきたいということで、自立支援協議会とは別に非公式な形にはなりますが、検討会を進めておりますけれども、自立支援協議会へのご報告もその都度行いたいと思っておりますし、ご意見もいただきたいと思っておりますので、その点も含め、今後の位置づけを検討していきたいと思っております。

石田座長：はい、ありがとうございました。何かほかにありますでしょうか。加藤委員。

加藤委員：あり方検討会に出させてもらっていないので、あれなんですけども。以前の報告を聞いてそう思うんですけども、相談支援体制、各区の形成状況に合わせて、いろんな課題がでてくると思うんですけども。私らのところでは、結構、相談支援をやる人が増えているんですけども、その中で新規参入の事業所、高齢から来たところか、全く新規でグループホームやってるところか、そういうところの支援の内容が人権の問題からどうなのかと思う部分があり、そういう時に、こちらとしてサービス計画の作成で入っていくんですけども、入るだけで、私らも権限もありませんのでなかなか言うていきにくい面もあって。たとえば、サービス付高齢者専用住宅、サ高住も何か所か入ることによって、ちょっとずつ変わってきているなどと思う部分もあるが、なんというか、いつでも相談支援事業所部会で話し合っていて、権限がないというか、ずっと事業所の方が変わってくれないという点が言われている。こういう風な問題に対して、果たして、介護保険、高齢者のところのケアマネジャーと我々相談支援が違うところかなと思うんですけど、問題としては同様に障がいのところでもあるので、そういう部分をどうしてい

くのか、相談支援事業所が増えてきたが、そのうえでどういう風に関わっていったら、利用者にとっていい体制ができてくるのかという部分を考えていただけたらなというところと、それから、同じところではないが、グループホームで虐待の問題で市の方で指導が入ったところがあるんですけども、その利用者さんのサービス計画を作成して、そこを出ていかないといけないのかというところはこちらは分かりにくいんですが、いろいろな情報提供を市にはするが、市からの情報提供があまりないというか、最終的にはそこは閉まったんですけども、そこで初めて、利用者をどこに調整したらいいかという部分を慌ててこちらが動かないといけないような状況にあるので、もう少し、市から指導に入った際に、情報を利用者のことを考えて提供してもらえたら、それに対してどういう風に動いたらいいのかを相談支援事業所が考えていけるという風に思うんですが。

石田座長：一つは相談支援の権限ですよね。どれくらい関わっていけるのか、変えていけるような状況を作れるのか。もう一つは、何か問題があった時に市からの情報が遅いとか、あるいは情報公開がなされていないということですかね。よろしいでしょうか。

桑田課長代理：課題のテーマが非常に広範だったかと思いますが、特定の、計画相談に限らず、事業所が増えていっている中で、増えていっているだけでなく、例えば、虐待のケースなり、一つのケースが発生したときに、地域のネットワークが充実していれば、横のつながりも含めて、より適切な対応もできるかなというところもございます。もちろん大阪市の方からですね、適切な情報提供をさせていただきながら、事業者同士で支えていただく仕組みというのは大切ですので、そのあたりについては今後の課題というところで、大阪市としてどういう支援ができるのかというところについては考えていきたいと思えます。

石田座長：一つは、各区の自立支援協議会との関わりが重要になるのかなと思えますけどもね。大阪市内というのは難しいところもあり、区の中でどれくらいまで、解決というか判断もってやっていけるかというところがテーマかなという気はします。最も身近なところとして。

加藤委員：ただ、各区で同様の問題というのはどんどんできてきていると思うので、共通した問題として、こういうあり方検討委員会で考えていただくということが必要なのかなと思えますが。

石田座長：先ほどの西成区のような形のものを、もう少し充実した形でやっていけたらいいのかというのが一つあるのかなと思えますが、よろしいでしょうか。慎委員、いいですか。

慎委員：二つあるんですが。まず一つは、計画相談のパーセンテージなんですけども、昨年度に比べると10ポイントも増えたのでよかったなと思っていたら下から3番目で、昨年度も下から3番目で、今年度も下から3番目なので、非常に残念な状況なんですけども、大阪というのは明治以来、福祉サービスについては、常に引っ張ってきたという地域なので、この状況では、非常に残念な状況としか言いようがないので、次年度はパーセンテージを上げるために、大阪市としてどういうことを計画されているのか、方法とか考えておられるのか、それを教えてください。

二つ目は、区センターの調査なんですけども、忙しい時期に区センターまで出かけて行って、面談して調査をするというね、非常に敬意を表します。大変やったなと思います。その5番目なんですけども、決して揚げ足を取るわけではないんですけども、非常に違和感がある内容なのでお聞きしたいんですけども。障がい者法定雇用率を達成していますか、という質問なんですけども、法定雇用率を達成していますかということは、50人以上のところであれば達成していますかでもいいんでしょうけども、区センターで5人や10人働いている人数の中で、達成していますかという質問がほんとに妥当な質問なのかどうか、むしろ、障がい者を雇用していますか、という質問の方がよかったのではないかという気がしています。例えば、従業員が10人おれば、2パーセントということは0.2ということになるので、0.2人という数字なんてないので、達成しているとしたら必ず1を採用している状況になると思うんですね。多くのところで達成しているというのであればそれは非常に素晴らしいんですけども、その評価の文章がですね違和感のある、「全センターが法定雇用率を達成しているわけではないもの」こんな当たり前なんですけども、「ほとんどのセンターが法人全体で達成している」、そら50人以上の法人であれば、大体障がい者センターですからね、1人や2人や3人くらい、障がい者がいるというのは普通の状況です。だから、このところの質問は障がい者を雇用していますか、の方がいいのではないかなと、揚げ足を取るわけではありませんが、そういう感想を持ちました。以上です。

石田座長：はい。ありがとうございます。

桑田課長代理：まず1点目でございます。計画相談のパーセンテージが非常に低い中、今後の方法、進め方をどうするのかというところでございます。先ほども説明させていただきましたけれども、利用計画案につきましては、支給決定にあたりまして必須ということでございますので、全件作成ということでございます。ですので、セルフプランの対応も含めてですね、否が上でも、全件達成、支給決定が今後必要となってくるごとに、その作業が必要になっていくというところで、今までは必須ということではありませんでしたので、ばらつきが出てまいりましたけれども、今後は必須ということですので、時期が来たら、全件対応になっていくところでございます。その中で、課題となってまいりますのが、事業所数の絶対数が少ない中でどうするのかというところにつきましては、事業所を増やすための取り組みということで、我々もいろいろと取り組みをしてまいりまして、前回の自立支援協議会でも説明させていただきましたような内容を引き続き、地道に取り組んでいくしかないのかなという風には考えております。区の状況とか、事業者さまの今後の4月以降の業務の逼迫も含めまして、状況につきましては深く注視をしていかなければならないと考えているところでございます。

次に、区のセンターのこちらの事実の確認の調査票でございますけれども、確かに委員のおっしゃるご指摘の点についてはあるかなと思います。業務のですね、業務の仕様書の内容に沿ってですね、記載をしましたので、こういう風な表記になっていますけれども、形式的な内容ではなくてですね、実質的な内容につきまして実態確認ができるよう、今後どんな項目に改めていったらよいかについては、今委員がご指摘をいただいた点を含めて、法定雇用率以外の分も含めてですね、より実質的な事実確認をするための項目ということでの検討は進めていきたいと思っております。

石田座長：はい、ありがとうございます。慎委員。

慎委員：計画相談については、おっしゃるとおりなんですけども、私の周辺で非常に不安を持っている人がいるんですね。計画相談ができなかったら、サービスを受けられないからどうしようというね、そういう不安があるので、本当に全員が受けられるのかどうかというね。で、それを利用者にもどう伝えていくのかということ、ちょっと私は分からないし、利用できないという状況が、実際には表れないというね、だったら別に問題はないと思うんですがね、そこがちょっと気になっている、以上です。特に答えはいいりません。

石田座長：はい。計画相談支援は特に区によってばらつきがありますよね。そういう、各区でどう取り組むかということについても、かなり話し合いを持たないといけないのかなど。これに限らず、定着支援についてもそうですし、移行支援は全体的にほとんどないような状態です。そのあたりについてもちょっと考えて、どのように取り組んでいくのか、ということを考えていかなければということもありますね。他に、この相談支援のところでご質問なり、ご意見はありますか。

鳥屋委員：2つです。この相談支援のあり方検討会に最も今テーマとしてあがっているのが、この触法障がい者の地域移行ということで、あの実際には、それぞれの各区で、直接矯正施設から出てこられた人もちらほら居るとかいうのは聞いているところだと思うんですけども、この相談支援の中だけでの対応は非常に難しく、ここに書かれているような保護観察所や定着支援センターなんかの協力と連携が大きいと、必要になってくると思うんですけど、どれくらいそのあたりの関係機関が歩み寄りをしてくれそうなのか。結構時間がかかるだろうなど。この辺の地域移行の仕組みを一定の整理をいつ頃までにするのか。というのは、あらかじめ目標を決めておかないと、なかなかこうズルズル行ってしまって、なかなか決まらないままで、どんどん実際の当事者の方が出てこられて、結局支援が上手く行き届かなくて、結局もまた元に戻ってしまうとかいうことになってはいけなくて、どれくらいまでにどうしようと、どう整理をつけるかという考えがあるかということをお聞かせいただけたらなというのと、後もう一つ、基幹センターの方の業務報告があったと思うんですけども、ここは質問なんですけども、最後のページ、10ページに、9ページ、10ページに受付件数とその内訳というのがあると思うんですけど、185件が多いか少ないかというのは置いておいて、10ページの受付ルート別ということに、区相談支援センターとかいろいろあるんですけども、直接本人というところも、各受付ルート別にみると2つ目の件数の多さ、区の相談支援センターの84件に続いて、直接本人が33人、33件と多いと思うんですけども、この間、個別の連絡窓口としては番号も出さないとかいうことだったんですけども、実際には直接本人からというのがあったのかどうか、で件数からしてもやはりそういうニーズは高いのかなという風に数字にも出ていると思うんですけども、この辺、一般に受付けているのか、それとも、何か知らないけれど番号が分かって連絡があったのかということですね、それからあの区の相談支援センターと書いてあるんですけども、精神の9センターについてはここに入っていないんですけども、これはなかったのか、それともどこかに含まれているのか、また、それは受け付けない対象だから入れていないのか、その辺どうなのかということをお聞かせいただけたらと思います。

石田座長：はい、ありがとうございます。一つ目の計画はここで説明していただいてよろしいですか。

桑田課長代理：2点目の方の基幹の方は、この後、基幹センターさんの方から件数の計上についてはご説明いただけましたらと思いますが、1点目につきましては、あり方検討会ということで、あり方検討会については、当面のテーマを決めてですね、集中的に議論を深めていって、それを自立支援協議会の方にご報告いただいて審議を深めていきたいと思っておりますので、スケジュール感をもって進めていきたいと思っております。具体的に、何月と何月に開催していくのかということについては、あり方検討会のメンバーの皆様と相談しながら進めていきたいと思っておりますが、スケジュール感をもって、テーマを明確化して進めていきたいと思っております。

鳥屋委員：すいません、この触法障がい者の地域移行については、いつくらいまで、課題の整理ですかね、そのいつくらいまでというイメージがありますか。

桑田課長代理：触法障がい者のテーマを考えるときに、非常に大きなテーマですので、中長期的に課題を整理していかなければならない部分と、短期的に集中的に整理を、しかも市町村として整理すべき部分と、というところを整理しまして、先に整理すべき部分をあり方検討会のメンバーの皆様と相談しながら進めていきたいと思っております。

石田座長：はい、一つ目よろしいですか。そしたら、二つ目、基幹相談支援センターの。

長谷川主任：1点目の、直接ご本人から相談ということですが、数少ないんですが電話はあります。どこから番号を知られたのかは不明で、わざわざ聞いておりませんが、数少ないんですが電話はあります。ほとんどの場合は、場所が早川福祉会館というところにありますので、上で貸館事業をされているとか、3階に点字図書室がありますので、そちらに来られた際の飛び込みというのがほとんどです。後、貸館の中に、手話サークルが多数入られておりますので、その関係で、聴覚の方が時々、簡単な相談なんです。来られるというものが主な件数となっております。大体、流れとしてはそんな形です。2点目の地域活動センター、生活支援型のことかなと思うんですけども、そちらの相談件数というのは、あまりお電話はいただいておりませんが、相談があった際は、相談支援事業所の欄に記載させてもらっています。以上です。

石田座長：はい、よろしいでしょうか。

鳥屋委員：ということは、各区の相談支援センターだけではなくて、指定相談支援事業からも相談を受けるし、それと、ここにある福祉サービス事業所からも受けるし、後、直接本人からも連絡があれば対応をするということでもいいですかね。

長谷川主任：ご連絡いただいた際に、お断りする、門前払いするということはありませんので、対応させていただいて、先ほどもご説明させていただきましたとおり、再度のご相談とか長期化するご本人からのご相談については、最寄りの区センターを紹介している状況です。

石田座長：はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

鳥屋委員：ということは、直接、本人からも受け付けないことはないということですね。

慎委員：基幹センターの所長をやっておりますので、今の誘導的な質問については、ちょっとお答えしておかなければならないと思います。直接受けるということではありませんので、直接電話があった時に切るわけにはいかないのだから受けるということ。結果として受けてるだけであって、受けますよというわけではありません。以上です。

石田座長：はい、よろしいでしょうか。

鳥屋委員：そこはこの間、ずっと議論ででているところで、何か変わったことではないというスタンスで、それは今後も引き続き、それぞれの立場で議論を進めていかなければならないかなと思っております。

石田座長：はい、ありがとうございます。他にこの相談支援関連で、はい、三田委員。

三田委員：その障がい者相談支援のあり方検討会で扱っていることは非常に重要ですね、本来はこの協議会で話すべき内容なんじゃないかと、話を聞けば聞くほど思うのですが、さっき芦田委員も言われたとおり、位置づけがよく分からないというのは、非常に問題ではないかなと思いますし、自立支援協議会のワーキングなのか、何でもいいんですけど、ちょっと来年度以降はどういうものかということも位置づけを行った方がいいのではないかなという意見です。以上です。

石田座長：今のはよろしいですか。

三田委員：意見です。

芦田委員：2点あります。一つは、資料8の指定相談支援の実施状況ということについて、本当に大阪市もなかなか低い状況の中ですね、1区1区どうやという話ではないんですけども、港区の4.2パーセントですね、計画相談支援の、この4.2パーセントというのは、これは平均を引き下げているところもあると思うので、この辺のことをどこまで事情を把握されているかは分かりませんが、教えてほしいなというところが1点です。

それからですね、資料2の1のですね、基幹相談センターの実績報告書の1ですね、区障がい者相談支援センターの定例連絡会開催実績というのが、1ページ2ページであげられているんですが、地域活動支援センターですね、9センターの方も定例で毎月、会議を持たせていただいております。で、その際には障がい福祉課や支援課、こころの健康センターで場所をお借りしてやっておりますので、こころの健康センターの方はいつも必要であれば来ていただいているんですけども、障がい福祉課の方や

支援課の方については、こちらの方から要望してもなかなか来ていただけない状況なんですけど、位置づけとしては本当に、24区の相談支援センターと地活の9センターということで、9センターの方も、定例で会議をしておりますので、要望があった際は是非来ていただきながら、会議を持っていきたいなと思っておりますので、その際はよろしくお願ひいたします。

石田座長：1点目、港区の相談ですね、計画相談支援が他の区と比べて一桁ですし、低いので、何かご存知のことがあればどうぞ。

桑田課長代理：港区が特にパーセンテージが低いという点ですが、港区は確かに極端に低いんですけども、大阪市全般を見たときにですね、いわゆる湾岸地域の方がですね、相対的に低いパーセンテージになっております。この状況につきましては、指定相談支援事業者の数が非常に少ない地域になっておりますので、一定その状況と計画相談の率の低さというものは関係性があるのかなという風に考えております。そのうえで、特に港区が低いという点につきましては、いろいろ、区役所さんの方にも状況を伺ったりしておるんですが、計画相談ということでは率が低いんですけども、いわゆる基本相談ということで一定対応してきていると。それは計画相談が必須ではないのでそういう状況になっているという中で、結果として、計画相談支援のパーセンテージとしては非常に低いという状況になっております。考え方としては、計画相談の対象者、全市同じような考え方で、段階的に拡大していつているにも関わらず、区ごとに状況にパーセンテージの差が見られている、現に開きがあるという点は大きな課題であると認識しています。今後も計画相談のパーセンテージを、特にパーセンテージが低い地域につきましては、福祉局の方も最大限の支援を、取り組みをしていかなければならないと考えているところでございます。

石田座長：よろしいですか、今の港区のこと。

芦田委員：基本相談をしっかりとっていて、そこが非常に大事なところであって、計画相談の数字については、指定事業者数も少ないんでということなんですけども、少ないということであれば他のところも少ない地域、区はあるわけで、何か、今の回答をいただいただけではそういうとこなんだなと腑に落ちないのは私だけでしょうか。よく分からないんですけども。もうちょっと何か具体的に、そういうことが分かっていたら、どうすればいいかという次の課題とその解決策というのが分かると思うんですけども。もう少しあれば教えていただきたい。

桑田課長代理：いわゆる計画相談の対象者を段階的に拡大していつている中で、港区域で何も対応していないということではなくて、こちらのパーセンテージについては、実際の報酬の請求まで結びついて、パーセンテージに結び付くというところでございます。ですので、いわゆる基本相談止まりといいますが、一定の対応はしているんですけども、計画相談に準じる対応はしているんですけども、このパーセンテージの計上までは結び付くところまで至っていないのもありますので、今後はそういうことではなしにですね、より厳格に業務を行っていただいて、4月からは必須ということですので、そのあたりの話もさせていいただいているところです。

石田座長：よろしいですか。まあ、必須になるということが分かっているので、だからその準備段階として、もう少しやっというてもらわないとあかんということですね。基幹相談支援センターの、2つ目の芦田委員の質問はよろしいですか。活動支援センターとの関わりというか。

芦田委員：基幹と9センターとの関わりというのも今後考えていかなければならないことだとは思いますが、さきほど申し上げたように、こういう定例の会議については、9センターも毎月やっているのだから、基幹の方の区センターとの会議については、障がい福祉課の方等、ちゃんと出ていただいているのだから、9センターの会議についても要請があった際に出ていただきたいなということで、よろしくお願ひしますというお願ひですね。

石田座長：はい、わかりました。他に何かございませんでしょうか。区のセンターの件で。

鳥屋委員：区相談センターの評価として、それから自己評価という方法と、実態確認ということで本庁の方からまわっていただいたんですけども、区の相談センターの方から毎月、月報、件数とケース会議、どんな内容で、どんなメンバーで、何回されたかという内容と、それから困難ケースも書くような記述欄があると思うんですけども、この困難ケースの記述欄から読み取れることがいろいろあると思うんですけども、この辺をどんな風に活用されているのか、実際にはここに書かれてあっても、そのまま集めているだけで何もされていないのか、そこに書くのが委託の相談ケースということに現状なっていると思うんですけども、実際、各区の相談センターは委託の相談はもちろんそうなんですけども、どちらかというと、どんどん計画相談の対象者になっていってるという中で、委託の相談ケースの記述ということでなくて、併せてでも、実際は委託と計画と両方かぶさっての区のセンターという現状を踏まえると、もう少し、その計画相談を含めての、その月に特徴だったケース、困難ケースを記述するという風にして、それでもって事例の積み上げというかですね、そういうものに活用されないといけないと思っっているんですけども、そういう意味では多少柔軟に、月報なんかも記述の対象を柔軟にするとか、記述されたものをこういう風に扱っていくというものを示していかないといけないと思いますが、それどうでしょう。

石田座長：自己評価表のあり方ですね、取り扱い方を含めて。

鳥屋委員：自己評価表というよりも、むしろ、どちらかというと月報なんですけども。そっちの方はどんなふうに使われているのか、有効に活用されているのかということが、はい。

桑田課長代理：月報の方ですね、最後の方の、後ろの方の欄で、困難ケース等について状況があればということ欄がございます。十分活用ができていますのかと申しますと、十分に活用できているとはなかなか言い難い状況なのかなと思っております。このケースの記載自体がですね、各区24か所ございますけれども、地域で困難ケースが非常に増えているというお声をよくいただくんですけども、実際に、そうしたら月報で困難ケースの記載が非常によく増えているかということと言いますと、中々そうでもな

いという状況もございますので、月報の書き方といいますか、あるんだけれども書きにくい状況にあるのであれば、それをどういう風に改めたら書きやすくなって、福祉局であるとか、基幹相談支援センターが、より地域の状況を困難ケースの状況を把握できるようにするのかということについては、今後の有効な活用ということで考えていきたいと思えます。

委託だけではなくて、計画相談もというところにつきましては、この点につきましては月報ということで、委託の事業の月報ということですね、考え方としては委託の事業と計画相談の事業は明確に分けて、それぞれで件数とか課題が分かるようにしたいという風に思っておりますので、把握する必要がないというわけではありませんけれども、概念的にはそれぞれ別個のものということで把握できるように考えていきたいと思えます。

鳥屋委員：別個のもので全然構わないと思うんですけども、要は区で今どんなケースを、困難ケースとってしまうと、また何が困難ケースかということになってしまいますので、書く書かないがでてくると思うんですけども、その月に力を割いたケースというかですね、特徴だったケースを書くようにすることで、各区のそれぞれの状況が分かるのかなという風に思えます。あがってきたケースについては、今の一番よくあるケースとして、それこそ基幹センターと事例検討の積み上げなんかを、市の持っている情報と、それをもって基幹センターと一緒に分析ができるような連携もしなければならぬのではないかなと思えます。

石田座長：はい、それはよろしいですか。まだ、ご意見ある方いらっしゃると思うんですが、時間の関係で、次の審議に進ませていただきたいと思えますので、もし、また時間があればご意見を言っていただけならと思えますがよろしいでしょうか。それでは、その次の議題ですね、6番と7番、福祉計画の件ですね、事務局の方、よろしくお願いいたします。

中島課長：【資料6、7について説明】

石田座長：はい、ありがとうございました。福祉計画の進捗状況についてですが。

酒井委員：まずは資料の6の1ですけれども、目標数値及び状況としまして、福祉施設からの一般就労というところです。計画では340人の方々が福祉施設から一般就労に送り出すということになっておりまして、平成25年度の状況でも137ということで、140パーセントの達成率で大幅に目標を達成しているわけですけども、一方ですね、この福祉施設から一般就労ということで、障がい福祉計画は国の指針に沿ってやられてるもんだと思うんですが、そもそも障がい福祉計画が、障がい福祉サービスの状況とサービスの見込み量を検討するための、そういう性格のものと認識しているんですけども、大阪市の場合はですね、障がい福祉サービス、主にここでいうところの就労支援ですので、就労移行支援、それから継続支援事業からの一般就労というのが想定されるわけですけども、大阪市の場合は就業・生活支援センター及び職業能力開発校も実績に含まれているということで、相当な数、障がい福祉サービス事業以外の就職実績もこの中に含まれている中での数値なんですね。ですので、7-2ですかね、資料7-2の96ページですが、今回この第4期もですね、福祉施設からの一般就労という数値にはで

すね、680人という大幅な計画を立てておられるんですけども、ここも就業・生活支援センターとか能開施設とかも入っているということで、就業・生活支援センターや能開施設を含めている障がい福祉計画を作っている自治体を私は聞いたことがないんですけども、これを入れてしまうと正確な数値が計れない、就業・生活支援センターに登録をしておきながら、就労移行支援で就職された方がダブルカウントされてしまいますし、職業能力開発校も、そもそも福祉サービス事業ではないと思うんですね、ですので、一番怖いのは、この数値・状況を見て、市民の方があたかも大阪市は一般就労が進んでいると思われかねないということが、私は数年前から言っているんですけども、こういう計画が出来上がって、何とか就業・生活支援センターと職業能力開発施設の方を含むということを何とか入れていただいたんですけども、次期、第5期は、是非ともここは、正確な数字を盛り込んで、計画を改めていただきたいなと思いますし、おそらく多分第5期の頃には、課長さんも担当者の方も異動されていると思いますので、もうほんとに積み残しの課題として引き継いでいただきたいなと思います。

石田座長：はい、ありがとうございます。今回はいいということですが、一言何か。今後はできれば、他の市町村と同じ数字のあげ方でないといけないのではないかと。

中島課長：まず、ダブルカウントはしておりませんので、それだけは間違いのないようにしていただきたいんですけども。それぞれ実人員であげさせていただいております。今回というか、前回からなんですけども、この中に就業・生活支援センターですとか、能力開発校とかですね、入れるにあたっては、それぞれ策定の委員さんの意見も伺いながら、入れてきたという経過もございます。大阪市の取り組みをきちっと表現しようということで、逆にそういうことをむしろPRしていくべきではないかということで、そういった主旨も確かにあったかなと思いますので、そういう計画部会の中での意見を踏まえながら、策定しました経過もございます。今日の酒井委員のご意見もございますので、次期計画にどう反映するかということはずね、次の計画の部会の中で、どういう計画の策定の仕方は別としても、改めてそういう意見もあったということで、次の計画の策定の際には、その時の委員の中でご議論いただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

石田座長：はい、ありがとうございます。

慎委員：資料7-1で2つ質問があります。3部第4章の、盲ろう者の通訳・介助者の中での問題ですが、本市の考え方に非常に違和感を感じるのですが、表現に統一性がないため誤解が生じるかもしれない、統一性があるとかないとかという問題ではなくて、中点を打つのと打たないのとでは全然意味合いが違うということを認識されていないのではないかとということに疑ってしまう、本市の考え方になっていると思うんですね。中点を打つのは、通訳アンド手引き、通訳と手引きの2つなんですよと、中点を打たなかったら通訳のための介助なんですよと、全然違う意味なんです。ここの計画で書かれているのは、通訳アンド手引きのことなので、中点を打たなければならない。だから、これは本来は、単なる誤植ですということやったら、ああそうですかで済むんですが、統一性がないために誤解を生じるという、そういう書き方をすると、中点を打つ意味を全然理解してないのではないかと感じてしまう。結果的に中点が入るからいいんですけども、認識の問題で中点を必要としているという認識があるのかない

のか、ちょっと疑問に思う答えになっているんですね。

それと、1章の2節の合理的配慮なんですけども、合理的配慮についてね、パブリックコメントのご意見の要旨でね、一番重要なところを省いてやっている、意図的に省いているのではないかなと思ってしまいうんですね。つまり、合理的配慮はしなければならないんですが、過重な負担がある場合はしなくてもいいという、抜け道を作っている障害者権利条約であり、障害者差別解消法なんですね。その生活場面での合理的配慮というのが果たしてね、成り立つのかどうかなんです。つまり、障害者基本法は、改正障害者基本法でも、障害者差別解消法でも、合理的配慮は社会的障壁の除去を前提にしているんです。生活の場面いうたらね、日常生活の、例えばホームヘルプサービスとか、あるいはガイドヘルプサービスとか、そういうものを含んだら非常におかしなことになるんですね。ホームヘルプサービスで社会的障壁の除去ってあるのか、ないのか、という話になるわけなんです。ですから、この生活の場面における合理的配慮に留意しつつなんて書くと、お金がなかったらやらないですというふうに、そこに行ってもらったら困るんですね。合理的配慮はね、すべて社会的障壁の除去について、法律でも書かれているわけですね。例えば、この計画で言うと、支援学校の問題とか、あるいは雇用の問題とか、改正雇用促進法では合理的配慮という言葉はありませんけれども、構造は全く一緒です。ですから、合理的配慮を生活の場面で全面的に掲げると、やらない場合の一番の理由はお金はないと、そこにもっていかれると困るんですよ。ですから、パブリックコメントのところで提案されているように、ニーズを実現するために留意しつつ、とかね、そういう事だったらいいですが、合理的配慮は生活という支援になじまない言葉というのが意味だと思うんですがね。ですから、ここのところについては、再検討をして合理的配慮を、この生活の場面での合理的配慮は削除していただきたい、再検討していただきたいということ強くお願いしておきます。以上です。

石田座長：はい、よろしいでしょうか。中黒についてはもういいですよ。2つ目についても強く要望したいということです。コメントありますでしょうか。

中島課長：中ポツのところは、こちらの方できちっともう少し認識をさせていただいた文面にさせていただきたいと思います。合理的配慮のところでございますけれども、慎委員のいろいろなご意見も承っているところがございますけれども、これも一応、法律解釈のところの文言を書かせていただいておりますので、この部分について、今回の大阪市の計画の中での変更というのは困難なのかなということで、ここに書いているところをご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

石田座長：はい。

慎委員：いや、理解できないです。あの、法律の中で生活の場面というのはないはずですよ。社会的障壁の除去のはずなんです。もう1回、検討していただきたいですね。生活の場面での合理的配慮があるんだったら、私は引きます。法律について、いろいろな解釈があるというね、合理的配慮ということについて間違った解釈をしていること自体が私は問題やと思っているんですが、でも法律ができたならそれに従わなければならない、それは何も言いません。ただ、苦情を書いただけであって、重要なことは過重な負担がある場合にはやらなくてもいいという抜け道がある、それを生活の場面にあてはめて果たし

ていいのかどうか。障害者基本法でも、障害者差別解消法でも、生活の場面でという前提はしてないはずなんです。もう1回検討していただきたい。合理的配慮をなぜ使わなければならないのかというね、その意図が分からないですよ。あの、先ほども申しましたように、支援学校とかあるいは雇用というね、障害者権利条約でいうところの、特別な場合に必要とされる、そういう時に合理的配慮を使って、改善していくというのはいいと思いますが、そもそも生活支援というのは合理的配慮するものではないはずなんです。生活支援というのは、私はあまり好きな言葉ではありませんが、自分らしい生活の実現、私が使うのは、本人が望むような生活の実現、と言ってるんですが、それを支援するために生活支援というものがあるはずなんです。合理的配慮でやるものではない、法律にはそんなことは謳っていないはず。はずというのは私は法律の専門家ではありませんが、読む限りでは生活の場面での合理的配慮はないと確信しておりますので、もう1回検討してください。あの、理解できません。以上です。

中島課長：この点につきましては、この計画につきましては、支援計画、福祉計画全体を含めて改めて、計画策定部会の方で、来週でございますけれども、開催をいたしますので、今日の部会の中での慎委員の方からこういったご意見もあったということ踏まえて、改めて計画部会の中でも、全体を含めて、また検討を行いますので、その場でまたこういう意見もあったということでご紹介させていただきたい、それを踏まえて、また中で検討させていただきたいと思っております。

石田座長：はい、よろしくお願いいたします。すいません、もう時間も回ってしまいましたが、最後なんですけれども、資料の9、10、11その他の報告をお願いします。よろしくお願いいたします。

山本課長：【資料9について説明】

桑田課長代理：【資料10、その他について説明】

石田座長：はい、ありがとうございます。何かご意見とかありますか。もう10分も過ぎていますが。

栄委員：すいません、2つだけ、お願いということでお願いしたいんですけども、1つはですね、今日の振り返ってよろしいですかね、あり方検討委員会のところで、今回は矯正施設の話が出たんですけども、これって元々は、地域移行の対象拡大のところからでているわけですね。それを考えると、他のもですね、更生施設とか救護施設も併せて、その地域移行に対して市の青写真を書いてほしいと、それを私は去年からお願いしているにも関わらず、今日の時点でもそれが出てこないで、それを是非、対象拡大に対してどんなふうに青写真を書くのかということ是非示してほしいというのが1点です。

2点目はですね、私自身が大阪市の地域移行の方の委員をしていますので、皆様に情報提供を合わせて、お願いしたいことがあります。この委員会自身が自立支援協議会ということがポイントなんですけども、実は、大阪市の生活保護の方から、現在、社会的入院という方がですね、大体20人くらい居るという推定なんです。現在、こころの健康センターの方が中心となって、一人一人にお会いになって、スクリーニングを行っている最中なんですけども、是非ですね、そういった20名の方が今日の話だと、地域移行事業の対象者が非常に低いという話があったんですけども、その人たちがその事業の対象になる

確率もありますので、そういった方がスクリーニングであがってきた場合に、それぞれの区の自立支援協議会で事例検討をしていただいて、計画相談につなげていただくというシステムをですね、早急に考えていただきたいというのが私の願いです。以上です。

石田座長：はい、ありがとうございました。最後、北野委員から。

北野副座長：副委員長になったからおとなしくしようかなと思ったんですけども。思ったことが2つだけ。1つは、慎委員がおっしゃったサービス等利用計画のことなんですけども、これはやっぱり、サービス等利用計画というのはですね、量の問題よりも質の問題が決定的に大きいと思うんですね。個別支援計画を超えてですね、本人の希望や生き方を踏まえた、本人の生き方の支援と言いますか、踏まえた計画でありますので、本人の意志決定支援というものをしっかりとやっていただいて、その展開の中から、つまり質のことを踏まえてなければですね、実は量的になんぼ数を増やしても意味がないんですよ。慎委員がおっしゃったようにですね、計画がでなければ支給決定を行わないというですね、ということが言われておると言われておりますが、例えば、私、西宮市の計画の委員長をしておりますけども、西宮の方はですね、例え計画が間に合わなくても、サービスは出しますということをはっきりおっしゃっておられます。そうしないと大混乱になりますのでね、サービスは止められるということは不可能です。ただ、やっぱり、あんまりそれを言ってしまうと、委託の方がのんびりしているのかということそういうわけではないんです。質も量も大事なのでね。質を抜いて、量だけを求めるということは是非ともやめていただきたい。大事なことはご本人の生き方の支援として、ただの個別支援計画ではないんだと、ご本人の生き方、希望を踏まえた、本人中心の支援計画としてちゃんと大阪市は、きちりですねやっていただきたいというのが私の思いの1つです。

もう1つは、慎委員がおっしゃっていただいた正しいことなんですけども、合理的配慮をどうするのかということは、これはむしろですね、大阪市がこれから障害者差別解消法をどこで、どんな場面で検討されて、どんな風にこれを展開されるかという大事なことですからね、差別解消法について大阪市としてどのような合理的配慮というものをしっかり考えられるのかということ、どこでどんな部局でどんなふうに考えていかれるかについてはですね、やっぱり明確に一定の方針をだしてですね、ここでこんなふうにやるんだということは、方向を一定の段階で、閣議決定も出ましたんでね、4月以降どうされるのかということについては、明確な方向を出していただきたいなと思います。以上です。

石田座長：はい、ありがとうございました。すいません、史上最長の協議会となってしまいました。本日予定されておりました議事は全て終了いたしましたので、事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

中島課長：委員の皆様におかれましては、長時間に渡りまして熱心のご審議ありがとうございます。相談支援の課題、また次期計画の策定状況につきまして、様々なご意見をいただきました。本日のご意見を踏まえまして、今後の障がい者施策の推進に当たりまして、より一層取り組んでまいりたいと思いますので、引き続き皆様のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

